

笛吹市新型インフルエンザ等対策行動計画

笛吹市

令和8年6月

目次

はじめに

第1章	対策の実施に関する基本的な方針	9
第1節	新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	9
第2節	市行動計画における対策の基本項目	9
第3節	対策推進のための役割分担	11
第4節	対応時期の設定	11
第2章	各対策項目の取組	12
第1節	実施体制	12
第1項	準備期	13
1	体制整備	13
2	実践的な訓練の実施・人材の養成	13
3	連携協議会等の活用	14
4	関係機関との連携強化	14
第2項	初動期	14
1	市対策本部の設置	14
2	必要な予算の確保	15
第3項	対応期	15
1	基本となる体制の確保	15
2	緊急事態宣言発出時の体制	15
3	関係機関との連携の強化	15
4	実施体制の維持	15
5	必要な予算の確保	16
6	特措法によらない基本的な感染症対策への移行	16
第2節	情報収集・分析	17
第1項	準備期	17
1	実施体制の整備	17
第2項	初動期	17
1	情報の収集・共有	17
第3項	対応期	18
1	情報収集・対策の共有	18
2	リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施	18
第3節	サーベイランス	19
第1項	準備期	19
1	実施体制の整備	19

2	人材育成及び研修の実施.....	19
第2項	初動期	19
1	情報の提供	19
第3項	対応期	20
1	有事の感染症サーベイランス情報の活用と共有	20
第4節	情報提供・リスクコミュニケーション	21
第1項	準備期	21
1	発生時に備えた情報提供・共有の体制整備	21
2	感染症に関する情報提供・共有.....	22
3	偏見・差別や偽・誤情報に関する啓発.....	22
第2項	初動期	22
1	対象者に合わせた情報提供・共有	22
2	迅速な情報提供・共有	23
3	双方向のコミュニケーション	23
4	偏見・差別等や偽・誤情報への対応	23
5	発生事例の公表	23
第3項	対応期	24
1	対象者に合わせた情報提供・共有	24
2	迅速な情報提供・共有	24
3	双方向のコミュニケーション	24
4	偏見・差別等や偽・誤情報への対応	24
5	発生事例の共有	25
6	リスクコミュニケーションを活用した説明	25
7	重症化しやすい特定の層への配慮.....	25
8	特措法によらない基本的な感染症対策への移行	26
第5節	まん延防止.....	27
第1項	準備期	27
1	まん延防止対策を実施するための体制整備	27
2	まん延防止対策の効果を高める環境の整備	27
第2項	初動期	27
1	まん延防止対策の準備	27
第3項	対応期	28
1	柔軟なまん延防止対策の実施	28
2	患者や濃厚接触者への対応.....	28
3	患者や濃厚接触者以外への対応.....	28
4	施設等の使用制限.....	28

5	施設等における感染対策の強化.....	28
6	学級閉鎖・学校閉鎖.....	28
7	公共交通機関の対応.....	29
第6節	ワクチン	30
第1項	準備期	30
1	接種体制の構築	30
2	接種に関わる人材の育成.....	31
3	特定接種の準備	31
4	住民接種の準備	32
5	定期予防接種の情報提供・共有.....	34
6	定期予防接種の実施.....	34
7	庁内関係課との連携.....	34
8	DXの推進	34
第2項	初動期	35
1	接種体制の構築	35
2	必要な資材の確保.....	35
3	特定接種に関わる人材の確保	35
4	住民接種に関わる人材の確保	35
5	医療機関以外の臨時接種会場の準備	36
6	接種による救急対応の体制整備.....	36
第3項	対応期	38
1	接種体制の整備	38
2	特定接種の実施	38
3	住民接種の実施	38
4	接種に関する情報提供・共有	39
5	接種体制の拡充	39
6	接種記録の管理	39
7	予防接種健康被害の救済.....	39
8	情報提供・共有	40
9	ワクチンの安全性に関する情報提供	40
10	住民接種に関する相談対応.....	40
第7節	医療.....	41
第1項	準備期	41
1	円滑な医療提供のための体制整備	41
2	関係機関による連携の推進.....	41
第2項	初動期	41

1	新たな感染症に関する知見の共有等	41
2	医療提供体制の確保	42
3	関係機関による連携の強化	42
第3項	対応期	42
1	発熱外来の周知	42
2	救急搬送・救急医療体制の維持	42
3	感染症以外の疾患に係る受診・健康診断等の啓発	42
第8節	保健	43
第1項	準備期	44
1	保健の分野における体制の整備	44
2	保健の分野での連携体制の構築	44
第2項	初動期	45
1	相談センターの周知	45
第3項	対応期	45
1	健康観察及び生活支援	45
2	各種相談窓口による受診相談	45
3	検査体制の拡充	45
4	流行状況や業務の負荷に応じた体制の見直し	45
5	自宅療養の支援	45
6	特措法によらない基本的な感染症対策に移行への対応	46
第9節	物資	47
第1項	準備期	47
1	感染症対策物資等の備蓄等	47
2	物資及び資材の備蓄等	48
第2項	初動期	48
1	感染症対策物資の備蓄状況の確認	48
2	物資管理の体制	49
第3項	対応期	49
1	供給に関する相互協力	49
第10節	生活・経済の安定の確保	50
第1項	準備期	50
1	情報共有体制の整備	50
2	支援実施に係る仕組みの整備	50
3	事業継続に向けた準備	50
4	生活支援を要する者への支援等の準備	51
5	火葬体制の構築・整備	51

第2項	初動期	51
1	遺体の火葬・安置.....	51
第3項	対応期	51
1	心身への影響に関する施策の実施.....	51
2	生活支援を要する者への支援.....	51
3	教育及び学びの継続に関する支援.....	52
4	生活関連物資等の価格の安定等.....	52
5	埋葬・火葬の特例等.....	52
6	事業者に対する支援.....	53
7	指定地方公共機関等による生活・経済の安定の確保.....	53

はじめに

2020年1月に国内で最初の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染者が確認されて以降、新型コロナウイルスの感染が拡大する中で、住民の生命及び健康が脅かされ、日常生活及び社会経済活動は大きく影響を受けることとなった。今までにない感染症危機において、次々と変化する事柄に対し、国民はもとより、行政、医療関係者、事業者等、国を挙げて取組が進められてきた。

新型コロナウイルス感染症への対応で明らかになった課題や、これまでの法改正も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた幅広い感染症に対応できる社会を目指して、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）が改定された。

市町村は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）により、政府行動計画の全面改定を受けて改定された都道府県行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（市町村行動計画）を作成することとなった。

本市は、平成27年に策定した「笛吹市新型インフルエンザ等行動計画」を改定し、笛吹市新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「市行動計画」という。）においては、新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供、住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置、生活環境の保全その他の市民の生活及び地域経済の安定に関する措置、新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項、新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関等との連携に関する事項、新型インフルエンザ等対策に関し市長が必要と認める事項について定める。

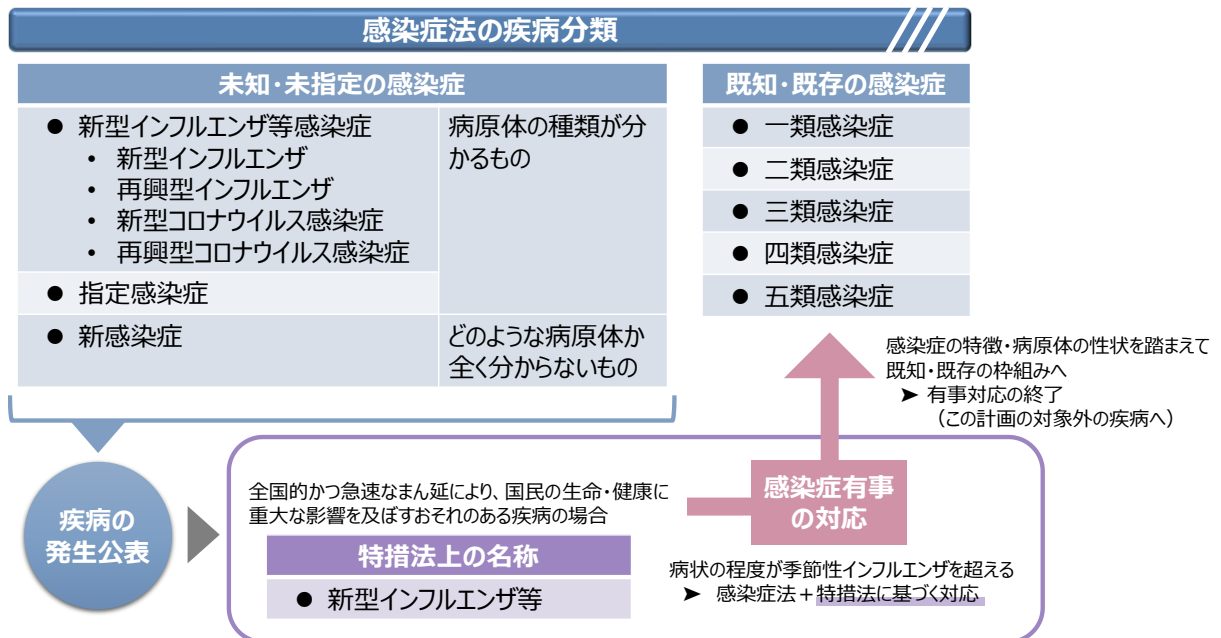
なお、国は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、新型インフルエンザ等対策の経験や訓練等を通じた改善策等を踏まえて、定期的な検討を行い、適時適切に政府行動計画の変更を行うとしていることから、市においても、国の動向や県での取組状況を踏まえ、必要に応じ、市行動計画を改定する。

計画の位置づけ

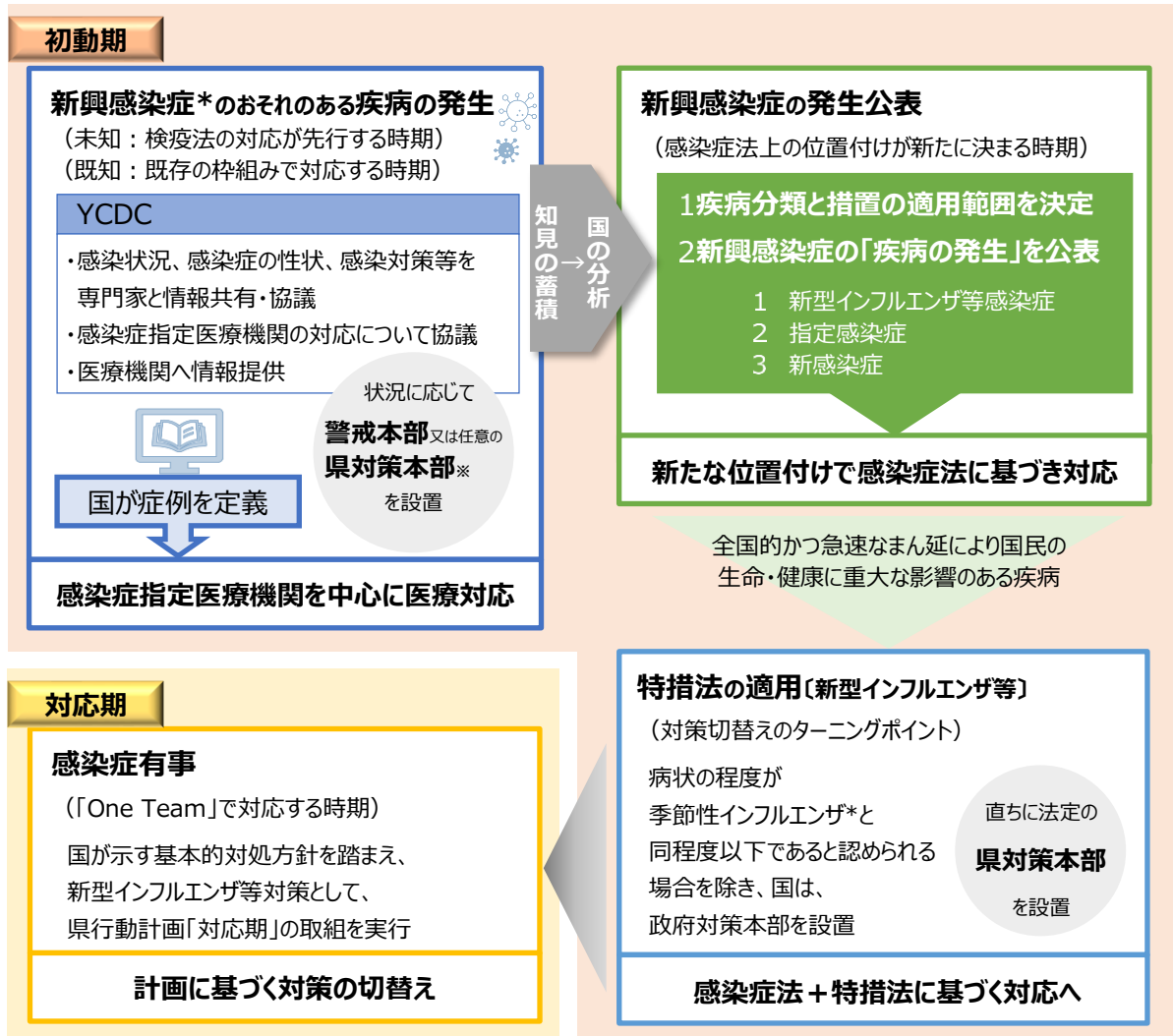
この計画は、特措法第8条第1項の規定により、県行動計画に基づき市の感染症有事への備え及び事態対処の方法を定めるものである。このような計画の位置づけにより、計画期間は設定しないが、県行動計画に合わせて概ね6年ごとに計画を見直すこととする。

【市行動計画の対象となる感染症（特措法第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等）】

新型インフルエンザ等感染症 感染症法第6条第7項に該当する感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ ・ 再興型インフルエンザ ・ 新型コロナウイルス感染症 ・ 再興型コロナウイルス感染症
指定感染症 感染症法第6条第8項に該当する感染症	既知の感染性の疾病であって、病状の程度が重篤であり、全国的にまん延のおそれがある感染症 ※一、二、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く
新感染症 感染症法第6条第9項に該当する感染症	人から人へ伝染し、既知の感染性の疾病とは明らかに異なり、病状の程度が重篤で、全国的かつ急速なまん延のおそれがある感染症



特措法が適用される新型インフルエンザ等



※ 初動期の県対策本部は、初動期に県内感染事例が確認されるなど、警戒本部の枠組みを超えて、政府対策本部の設置よりも早く全庁体制に移行する必要があると認めるときに設置

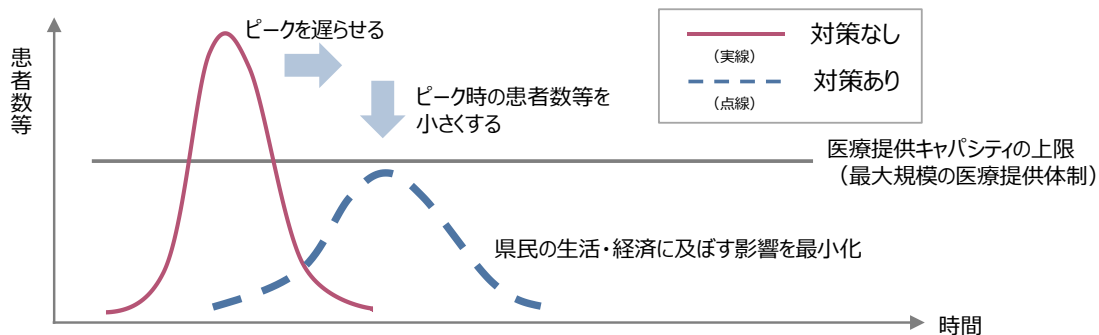
感染症有事への移行

第1章 対策の実施に関する基本的な方針

第1節 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。病原性の高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、住民の生命、健康や生活、社会経済活動に大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等については、長期的には多くの住民が罹患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療体制の許容量を超えてしまう事を念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を本市の危機管理に関わる重要な課題と位置づけ、次の2つを新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針とする。

- 1 感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命・健康を保護する
- 2 住民の生活及び住民の社会経済活動に及ぼす影響を最小にする



対策の目的の概念図

第2節 市行動計画における対策の基本項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命・健康を保護する」こと及び「住民の生活及び住民の社会経済活動に及ぼす影響を最小にする」ことを達成するために、次の10項目を主な対策項目とする。

【対策の基本項目と主な記載内容】

対策項目	主な記載内容
1 実施体制	市及び関係機関の実施体制と実効性の確保に向けた訓練の実施・人材の養成、関係機関の連携等について
2 情報収集・分析	情報収集・分析に関する体制整備、収集・分析した情報の共有と結果に基づく評価の実施等について
3 サーベイランス	感染症の患者や病原体の発生状況を監視し、その状況からの動向予測について
4 情報提供・リスクコミュニケーション	情報提供の体制や方法、特にリスクコミュニケーションの手法を活用した発信、偏見・差別・誤情報に関する対応等について
5 まん延防止	まん延防止対策の実施体制や状況に応じた対策の内容等について
6 ワクチン	ワクチンの供給体制、予防接種（住民接種及び特定接種）の実施体制の整備について
7 医療	円滑な医療提供体制の整備や関係機関との連携体制について
8 保健	保健分野での連携体制、健康観察や生活支援について
9 物資	感染症対策物資等の備蓄等について
10 生活・経済の安定の確保	住民の生活及び社会経済活動への影響に関する情報収集や支援実施の体制整備について

第3節 対策推進のための役割分担

市は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的な対処方針に基づき、市内の新型インフルエンザ等の対策を的確かつ迅速に実施する。市は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、市行動計画に定める取組に沿って平時から準備を進める。感染症有事の際は、国の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。対策の実施に当たっては、山梨県（以下「県」という。）や近隣の市や町、広域行政事務組合等と緊密な連携を図る。また、管轄の峡東保健所との連携を密に行う。

第4節 対応時期の設定

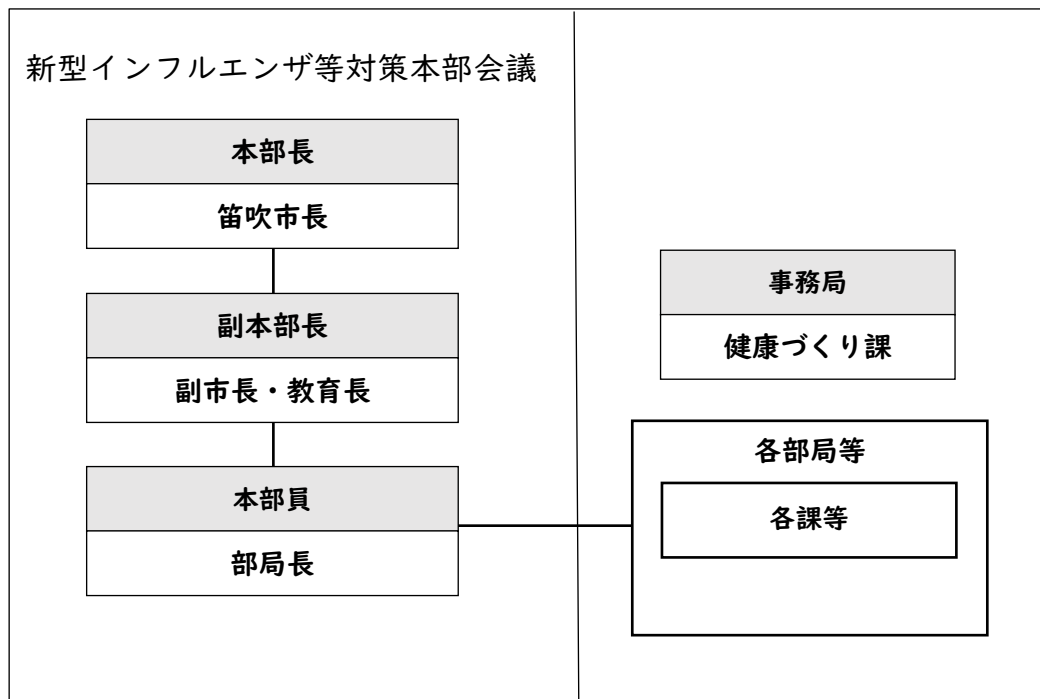
新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、様々な感染症に対応するため、県行動計画に基づき、対応時期を次のように定義する。

区分	対応時期の定義
準備期	新たな感染症の発生前の段階 平時は、新型インフルエンザ等の感染症有事に備えて必要な取組を行う時期であることをより明確にするため、「準備期」として区分する
初動期	新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症が発生した段階
対応期	政府対策本部が設置され、基本的対処方針が策定・公示されて以降の段階 ・ 県内の封じ込めを念頭に対応する時期 ・ 病原体の性状等に応じて対応する時期 ・ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 ・ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

第2章 各対策項目の取組

第1節 実施体制

市新型インフルエンザ等対策本部組織図



【笛吹市新型インフルエンザ等対策本部】特措法第35条第1項～第4項

- 組織
- 本部長 市長
 - 副本部長 副市長、教育長
 - 本部員 部局長
 - その他、本部長が必要と認める者を対策本部会議に出席させることができる
 - 事務局 健康づくり課
- 所掌事務
- 市の新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関すること
 - 市の新型インフルエンザ等緊急事態措置の総合調整に関すること
- 設置基準
- 1 初動期に県内感染事例が確認され、事前の想定よりも早く感染流行の波が起こる可能性があるとき、先手で全庁体制に移行する必要があると認めるときは、市対策本部を設置する。
 - 2 県が特措法に基づかない県対策本部を設置したときは、市対策本部を設置する。
 - 3 市を域内とする新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされたときは、特措法に基づき市対策本部を設置する。特措法第34条第1項

対策項目「実施体制」の理念及び対応時期に応じた目標は、次のとおり。

理念	関係機関間の緊密な連携や人材の養成・確保、実践的な訓練などにより、感染症危機への対応能力を向上する。 感染症の特徴や病原体の性状に適切に対応できる機動的な組織体制を構築する。
----	--

目標	準備期	指揮命令系統の確立、人員の確保、業務継続計画（BCP）の実行性の確保、行動計画や業務計画の作成、変更などにより実効性のある組織体制を整備する。
	初動期	市は、即応体制をとりつつ、必要に応じて対策本部を立ち上げ、初動期における対策を迅速に実施する。
	対応期	様々な事態に対処するため市の組織体制を柔軟かつ機動的に見直し、県、関係機関・関係団体との連携強化により、業務の継続を相互に支援する。 中長期の対応も想定した持続可能な体制を構築する。

第1項 準備期

1 体制整備

- (1) 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、とるべき体制や対策を明確にした市行動計画を改定する。その際、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴取する。【健康づくり課】特措法第8条第1項、第2項第1号、第3号
- (2) 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び感染症有事においても維持すべき業務の継続を図るため、全ての所属において業務継続計画（感染症編）（以下「業務継続計画」という。）を確認し、必要に応じて見直しを図る。【健康づくり課、全課】
- (3) 市は、行動計画や業務継続計画の変更にあたっては、関連する他の計画との整合を図る。【健康づくり課】
- (4) 市は、緊急事態宣言の対象区域になった場合など感染症有事における業務の種類・量を把握し、当該業務を適正かつ確実に実行できる市対策本部体制を構築する。また、そのために規定を整備する。【健康づくり課】

2 実践的な訓練の実施・人材の養成

- (1) 市は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。【健康づくり課】特措法第12条第1項
- (2) 市は、県、指定地方公共機関、医療関係団体、感染症指定医療機関、協定締結医療機関などの関係機関と合同で、行動計画の内容を踏まえた訓練を実施し平時から情報共有及び連携体制を確認する。【健康づくり課、全課】

- (3) 市は、県が行う訓練に参加し、それぞれの役割を明確にするとともに、現場レベルでの県との連携体制を構築する。【健康づくり課】
- (4) 市は、訓練を通じて新型インフルエンザ等対策に携わる職員を養成する。【健康づくり課】

3 連携協議会等の活用

- (1) 市は、山梨県感染症対策センターの専門家や山梨県感染症対策連携協議会、社会経済分野の有識者等から聴取した意見を参考に、対策の実施や変更を適時適切に行うことができる体制を整備する。【健康づくり課】

4 関係機関との連携強化

- (1) 市は、感染症有事に備え、事態対処を円滑に行うための県との連絡体制を整備する。【健康づくり課】
- (2) 市は、感染症や医療、社会経済分野の関係団体や業界団体等と平時から情報交換等を行い、感染症有事に備えて連携体制を整備する。【健康づくり課、全課】
- (3) 市は、県が実施する特定新型インフルエンザ等対策（特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策をいう。）の代行や応援等の具体的運用方法について県と事前に協議する。【健康づくり課】 代行：特措法26条の2、応援：特措法26条の3 費用の支弁：特措法第66条
- (4) 市は、感染症対策の事前の体制整備や人員・人材確保等の観点から必要がある場合には、県の総合調整権限に基づく指示を受け、着実に準備する。【健康づくり課】

第2項 初動期

1 市対策本部の設置

- (1) 市は、政府対策本部が定めた基本的対処方針を庁内で共有し、関係機関へ速やかに周知する。【健康づくり課、全課】
- (2) 市は、県が県内での感染事例を確認し、新型インフルエンザ等の対策が必要と認め、政府対策本部設置前に特措法の規定に基づかない組織として県対策本部を設置したときは、特措法によらない組織として市対策本部を設置することを検討し、市行動計画に基づく準備を進める。【健康づくり課】
- (3) 市は、必要に応じて人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。【総務課】
- (4) 市は、県対策本部が設置された場合、必要に応じて特措法によらない市対策本部を設置することを検討し、対策に係る措置の準備を進める。【健康づくり課】

2 必要な予算の確保

- (1) 市は、国が行う財政支援の検討を踏まえ、全庁的に必要な対策について検討し、対策に要する経費について必要な準備を行う。【財政課】特措法第18条第1項

第3項 対応期

1 基本となる体制の確保

- (1) 市は、市行動計画及び業務継続計画に基づき、新型インフルエンザ等の対策や優先度の高い業務の実施に必要な体制を継続的に確保するとともに、人員体制を強化するため、全庁的な対応を推進する。【総務課】

2 緊急事態宣言発出時の体制

- (1) 市は、域内に緊急事態宣言がなされた場合、直ちに特措法に基づく市対策本部を設置し、緊急事態措置を的確・迅速に実施するため、必要な総合調整を行う。【健康づくり課】
総合調整：特措法第34条第1項、特措法第36条第1項

3 関係機関との連携の強化

- (1) 市は、県が発信する新型インフルエンザ等の対応に関する情報を随時収集し、本市における対策が円滑に進むよう、職員（リエゾン）を峡東保健所に派遣する。【総務課】
- (2) 市は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため、必要があると認めるときは、関係機関の新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行う。【健康づくり課】特措法第36条第1項
- (3) 市は、域内に緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置し、市内の緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため、必要があると認めるときは、県に対し、県の域内に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に際し必要な要請を行う。【健康づくり課】
- (4) 県が感染症法の規定に基づき、新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止する必要があると認め、市が実施する措置に関し必要な総合調整を行う場合、市はこれを受入れる。【健康づくり課、全課】
- (5) 市は、新型インフルエンザ等への対応が停滞することがないように、県、医療機関等の関係機関、関係団体等が緊密に連携するため、峡東保健所が主催する峡東地区新型インフルエンザ等感染症対策会議の場を活用して関係機関と意思疎通を図る。【健康づくり課】

4 実施体制の維持

- (1) 市は、特定新型インフルエンザ等対策を実施するため、必要があると認めるときは、国、県、他の市町村に応援を求める。【総務課、健康づくり課】国：特措法第26条の6
県：特措法第26条の4 他の市町村：特措法第26条の3第2項

- (2) 市は、新型インフルエンザ等のまん延により事務の全部又は大部分を行うことができなくなったときは、県に対し特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。【総務課、健康づくり課】特措法第 26 条の 2
- (3) 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を実施する。【総務課、全課】

5 必要な予算の確保

- (1) 市は、国の財政支援を有効に活用することにより、対策に必要な財源を確保する。【財政課】特措法第 69 条、特措法第 70 条

6 特措法によらない基本的な感染症対策への移行

- (1) 市は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が解除されたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。ただし、市対策本部体制で対応すべき事態が継続している場合には、特措法によらない組織として市対策本部体制を維持する。【健康づくり課】

第2節 情報収集・分析

対策項目「情報収集・分析」の理念及び対応時期に応じた目標は、次のとおり。

理念	感染症に関する科学的根拠に基づいた情報を適時適切に発信するとともに、双方向のコミュニケーションによってリスク情報と情報に基づく対策を共有し、住民や事業者の適切な判断・行動を促進する。
----	---

目標	準備期	平時から感染症に関する情報収集を行うとともに、感染症有事における実施体制及び運用を確認する。
	初動期	国等から提供された新型インフルエンザ等の特性や対策等について、県による分析を加え、準備期に整備した情報提供体制により正確かつ丁寧に情報発信し、住民等に冷静な対応を促す。
	対応期	政策上の意思決定及び実務上の判断に資するため、感染症の性状や臨床に関する情報の収集を継続的に行う。 各種媒体を活用し、科学的根拠に基づいた分かりやすい情報発信を行う。 感染症対策の見直しに当たり、変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明することにより関係者の理解を深める。

第1項 準備期

1 実施体制の整備

- (1) 市は、有事の際に情報が迅速かつ効果的に集約されるよう、平時から関係機関等との人的・組織的な関係性を築き、県及び近隣市町村と連携を強化する。【健康づくり課、全課】
- (2) 市は、新型インフルエンザ等に限らず、拡大が懸念される感染症について、情報収集した結果をもとに、関係課と必要な対策について検討を行う。【健康づくり課、全課】

第2項 初動期

1 情報の収集・共有

- (1) 市は、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の発生状況、感染症の特徴（感染経路、潜伏期間、症状等）や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を含む診断・治療に関する情報、症例定義、感染症対策に係る方針等を県から情報提供を受け、庁内関係課及び関係機関と共有する。【健康づくり課、全課】

第3項 対応期

1 情報収集・対策の共有

- (1) 市は、県が発信する新型インフルエンザ等の対応に関する情報を随時収集し、本市における対策が円滑に進むよう、職員（リエゾン）を峡東保健所に派遣する。【総務課】

2 リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

- (1) 市は、国及び県の示す感染症対策に係る方針を踏まえ、迅速に判断し対策を実施する。また、感染症の公衆衛生に影響を及ぼす可能性とその影響を評価し、柔軟かつ機動的に感染症対策を見直し、対策方法を随時切り替える。【健康づくり課、全課】

第3節 サーベイランス

対策項目「サーベイランス」の理念及び対応時期に応じた目標は、次のとおり。

理念	感染症の発生動向、感染症の特徴及び病原体の性状の変化を適時適切に把握し、柔軟かつ機動的な対策の切替えにつなげる。
----	--

目標	準備期	感染症サーベイランスの実施体制を構築するとともに、NESID を活用した迅速な情報共有体制を構築する。
	初動期	準備期からの感染症サーベイランスを継続する。 感染症サーベイランスに基づいたリスク評価を行い、感染症対策を実施する。
	対応期	有事の感染症サーベイランスの実施体制を構築し、流行状況に応じた感染症サーベイランスを実施する。 新型インフルエンザ等の発生状況に応じて実施体制を見直し、適切な感染症サーベイランスの実施体制に移行する。

第1項 準備期

1 実施体制の整備

- (1) 市は、やまなし感染症ポータルサイトにより、県内の感染症全般に関する発生状況をはじめ、感染症の基礎知識や予防のための情報注意事項を把握し、関係課で共有する。

【健康づくり課】

- (2) 市は、学校における感染症の予防対策実施要領に基づく感染症発生報告等を、保育所、小学校、中学校、教育委員会と共有する体制を整備する。【健康づくり課、保育課、子育て支援課、学校教育課】

- (3) 市は、社会福祉施設等における感染症発生を共有する体制を整備する。【健康づくり課、障害福祉課、介護保険課、長寿支援課、子育て支援課、保育課】

2 人材育成及び研修の実施

- (1) 市は、感染症サーベイランスに関係する人材の育成のため、県や峡東保健所が実施する研修に参加する。【健康づくり課】

第2項 初動期

1 情報の提供

- (1) 市は、国・県等から提供される感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像の情報について、関係機関に共有する。【健康づくり課、全課】

第3項 対応期

Ⅰ 有事の感染症サーベイランス情報の活用と共有

- (1) 市は、国又は県が有事の感染症サーベイランスで収集した情報（地域の感染状況、地域の変異株の状況、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感受性、薬剤感受性等）、ゲノム情報、臨床像の情報、感染症対策に関する情報及び分析結果）の提供を受け関係課と情報を共有する。【健康づくり課、全課】
- (2) 市は、学校における感染症の予防対策実施要領に基づく感染症発生報告等から、感染症の発生動向を適時適切に分析し、評価する。【学校教育課】
- (3) 市は、社会福祉施設等における感染症発生動向を適時適切に分析し、評価する。【障害福祉課、介護保険課、長寿支援課、子育て支援課、保育課】

第4節 情報提供・リスクコミュニケーション

対策項目「情報提供・リスクコミュニケーション」の理念及び対応時期に応じた目標は、次のとおり。

理念	感染症に関する科学的根拠に基づいた情報を適時適切に発信するとともに、双方向のコミュニケーションによってリスク情報と情報に基づく対策を共有し、住民や事業者の適切な判断・行動を促進する。
----	---

目標	準備期	<p>平時から感染症に関する情報収集を行うとともに、感染症有事における実施体制及び運用を確認する。</p> <p>高齢者、子供、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等にも配慮した情報提供体制を整備し、新型インフルエンザ等に対する住民の理解を深めるため、平時から科学的根拠に基づいた分かりやすい情報の提供・共有を行う。</p> <p>感染症による偏見・差別は許されず、受診行動を控えることによる感染症対策の妨げにもなることの普及啓発を行う。</p>
	初動期	<p>国から提供された新型インフルエンザ等の特性や対策等について、県による分析を加え、準備期に整備した情報提供体制により正確かつ丁寧に情報発信し、住民に冷静な対応を促す。</p>
	対応期	<p>政策上の意思決定及び実務上の判断に資するため、感染症の性状や臨床に関する情報の収集を継続的に行う。</p> <p>各種媒体を活用し、科学的根拠に基づいた分かりやすい情報発信を行う。</p> <p>感染症対策の見直しに当たり、変更点や変更理由を含め、分かりやすく説明することにより関係者の理解を深める。</p>

第1項 準備期

1 発生時に備えた情報提供・共有の体制整備

- (1) 市は、感染症有事において、信頼性のある一貫した情報提供・共有を行う体制を整備する。【健康づくり課】
- (2) 市は、感染症有事における医療機関等の関係機関、事業者、住民等とのリスクコミュニケーションの在り方を含めた、円滑な情報共有を図る方策を検討する。また、業界団体等を通じた情報提供・共有の方策についても整理する。【健康づくり課】
- (3) 市は、感染症に係る情報の提供・共有に当たり、情報の受け手である市民等と可能な限り、リスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、市民等が必要とする情

報を把握し、更なる情報提供・共有する。【健康づくり課、全課】

- (4) 市は、県と連携し、高齢者、子供、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報提供・共有に当たって配慮が必要な者に対しても、感染症有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時から感染症に係る情報提供・共有を密に行う。【市民活動支援課、健康づくり課、障害福祉課、介護保険課、長寿支援課、子育て支援課、保育課、学校教育課】
- (5) 市は、新型インフルエンザ等の発生時に住民等からの相談に応じるための相談窓口等を円滑に設置するための体制づくりを行う。【健康づくり課、全課】
- (6) 市は、住民等が理解しやすい情報提供を行うため、リスクコミュニケーション等に関する研修や実践による職員の資質向上を図る。【総務課】

2 感染症に関する情報提供・共有

- (1) 市は、情報提供・共有に当たっては、「個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること」を啓発する。【健康づくり課】
- (2) 地域における感染拡大の起点となりやすい保育所、学校等、重症化リスクが高いと考えられる高齢者施設等を所管する関係課が相互に連携して感染症や公衆衛生対策について情報を共有する。【健康づくり課、障害福祉課、介護保険課、長寿支援課、子育て支援課、保育課、学校教育課、消防本部、消防署】
- (3) 市は、自らの情報提供が住民等の有用な情報源として、その認知度・信頼度が一層向上するよう、科学的根拠に基づく情報の発信等に取り組む。【健康づくり課】

3 偏見・差別や偽・誤情報に関する啓発

- (1) 市は、感染者やその家族、勤務先などの所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されず、法的責任を伴い得るだけでなく、偏見・差別等を恐れて受診行動を控えることが感染症対策の妨げになることを平時から普及啓発する。【健康づくり課】感染症法第4条、特措法第13条第2項
- (2) 市は、平時から、科学的根拠に基づいた情報を繰り返し発信するとともに、科学的根拠が不明確な情報や偽・誤情報の拡散状況に応じ、各種媒体（Web、SNS等のデジタル媒体やリーフレット等の非デジタル媒体等）を活用して偽・誤情報に関する注意喚起を行う。【健康づくり課】

第2項 初動期

1 対象者に合わせた情報提供・共有

- (1) 市は、各種媒体（Web、SNS等のデジタル媒体やリーフレット等の非デジタル媒体等）を利用し、新たな感染症の特性や国内外における発生状況、感染対策などの感染症情報を市民向けに分かりやすく発信する。【健康づくり課】特措法第13条第1項

- (2) 市は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等に適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を実施する。【市民活動支援課、健康づくり課、障害福祉課、介護保険課、長寿支援課、子育て支援課、保育課、学校教育課】
- (3) 市は、準備期に検討した情報提供・共有の方策を踏まえ、業界団体等を通じた情報提供・共有を図る。【健康づくり課、全課】

2 迅速な情報提供・共有

- (1) 市は、国が開設する国・地方公共団体等の情報等を総覧できる Web サイトを住民に情報提供・共有する。【健康づくり課、企画課】
- (2) 市は、国が作成した一般向け Q&A を各種媒体（Web、SNS 等のデジタル媒体やリーフレット等の非デジタル媒体等）で情報提供・共有する。【健康づくり課】
- (3) 市は、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止に大きく寄与することも含め、感染拡大防止のための行動変容に資する啓発を進め、冷静な対応を促すメッセージを発出する。【健康づくり課】

3 双方向のコミュニケーション

- (1) 市は、国による地方公共団体向け Q&A の配布等を機に、市相談窓口等を設置するとともに、寄せられた意見や SNS の動向により情報の受け手の関心を把握し、双方向のリスクコミュニケーションを実施する。【健康づくり課、企画課】

4 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

- (1) 市は、感染者やその家族、勤務先などの所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されず、法的責任を伴う場合があること、偏見・差別等を恐れて受診行動を控えることが感染症対策の妨げになることなどを発信する。【健康づくり課、全課】感染症法第 4 条、特措法第 13 条第 2 項
- (2) 市は、科学的根拠が不明確な情報、偽・誤情報の拡散状況を踏まえつつ、その時点で得られた科学的根拠に基づいた情報を発信し、住民が正しい情報を入手できるよう努める。【健康づくり課】特措法第 13 条第 1 項
- (3) 市は、偏見・差別等に関する県、国、NPO 等の相談窓口に関する情報を整理し、住民に周知する。【市民活動支援課】

5 発生事例の公表

- (1) 市は、県と連携し、きめ細かな情報発信に資するよう、患者等の数、患者等であることが判明した日時等に関する情報を関係課と共有する。【健康づくり課】

第3項 対応期

1 対象者に合わせた情報提供・共有

- (1) 市は、各種媒体（Web、SNS 等のデジタル媒体やリーフレット等の非デジタル媒体等）を利用し、住民に新たな感染症の特性や国内外における発生状況、感染対策などの感染症情報を分かりやすく提供・共有することを継続する。【健康づくり課、障害福祉課、介護保険課、長寿支援課、子育て支援課、学校教育課】
- (2) 市は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等に適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を継続する。【健康づくり課、障害福祉課、介護保険課、長寿支援課、子育て支援課、保育課、学校教育課】

2 迅速な情報提供・共有

- (1) 市は、引き続き、各種媒体（Web、SNS 等のデジタル媒体やリーフレット等の非デジタル媒体等）を利用し、国、県等の情報等を総覧できる Web サイトを住民等の情報提供・共有する。【健康づくり課、企画課】
- (2) 市は、新たな感染症の特性や国内外における発生状況、感染対策といった感染症情報を住民等に分かりやすく発信する。【健康づくり課】
- (3) 市は、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止に大きく寄与することから、感染拡大防止のための行動変容に資する啓発を進め、冷静な対応を促すメッセージを发出する。【健康づくり課】
- (4) 市は、県と連携し、特に新型インフルエンザ等対策の強化又は緩和を行う場合等の対応においては、リスク評価に基づく情報を共有し、各種対策への理解・協力を得るため、可能な限り科学的根拠に基づいて市民等に分かりやすく情報を提供・共有する。【健康づくり課】
- (5) 市は、業界団体等を通じた情報提供・共有を図る。【健康づくり課】

3 双方向のコミュニケーション

- (1) 市は、国が作成・改定した一般向け Q&A の配布やホームページで情報提供するとともに、相談窓口等の体制を強化する。【健康づくり課】
- (2) 市は、相談窓口等に寄せられた意見等や SNS の動向などを通じて住民の反応や関心を把握し、双方向のリスクコミュニケーションを継続する。【企画課、健康づくり課】

4 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

- (1) 市は、偏見・差別等は許されるものではなく 法的責任を伴う場合があること、偏見・差別等を恐れて受診行動を控えることが感染対策の妨げになることなどについて情報提供・共有を図る。【健康づくり課、障害福祉課、介護保険課、長寿支援課、子育て支援

課】感染症法第4条、特措法第13条第2項

- (2) 市は、科学的根拠が不明確な情報、偽・誤情報の拡散状況を踏まえつつ、科学的根拠に基づいた情報を発信し、住民が正しい情報を入手できるよう対処する。【健康づくり課】
特措法第13条第1項
- (3) 市は、偏見・差別等に関する県、国、NPO等の相談窓口に関する情報を整理し、住民に周知する。【市民活動支援課】

5 発生事例の共有

- (1) 市は、県と連携し、きめ細かな情報発信に資するよう、患者等の数、患者等であることが判明した日時等に関する情報を共有する。【健康づくり課】

6 リスクコミュニケーションを活用した説明

- (1) 市は、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、県等が行う感染対策等の根拠を丁寧に説明する。
【健康づくり課】

【リスクコミュニケーションを活用した説明】

形態	方法
直接的な提供・共有	ホームページ
	広報、リーフレット、パンフレット、ポスター
	SNS（文字ベースのもの）
	マイナポータル
メディアを通じた広告、提供・共有	新聞等広告
	電子看板
	回覧板
間接的な提供・共有	各種団体を通じた情報提供・共有

7 重症化しやすい特定の層への配慮

- (1) 市は、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、措置の強度等が異なる場合、当該層に可能な限り科学的根拠に基づいて分かりやすく説明し、対策の理解・協力を求める。【健康づくり課】
- (2) 市は、特に影響の大きい年齢層を重点的に、リスク情報及びリスク情報に基づく対策等について、理解・協力を得るため丁寧に説明し、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを図る。【健康づくり課】

8 特措法によらない基本的な感染症対策への移行

- (1) 市は、特措法によらない医療提供体制や基本的な感染症対策への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）及び峡東保健所での対応の縮小について、医師等の知見を活用しつつ、市民・事業者に対し丁寧に説明する。【健康づくり課】
- (2) 市は、順次広報体制を縮小する。【企画課、健康づくり課】

第5節 まん延防止

対策項目「まん延防止」の理念及び対応時期に応じた目標は、次のとおり。

理念	感染症の特徴及び病原体の性状の変化並びにワクチンや治療薬・治療法の開発・普及等の状況の変化に応じ、まん延防止対策の見直しを柔軟かつ機動的に行う。 封じ込めを念頭に置く時期には、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を含む必要な措置を適切に実施する。
----	---

目標	準備期	まん延防止対策を実施するための体制を平時から整備し、まん延防止対策について住民や事業者等の理解の増進を図る。
	初動期	特措法に基づくまん延防止対策の実施に向けた準備を進める。
	対応期	地域の感染状況や医療のひっ迫状況を踏まえたまん延防止対策を実施することにより、新型インフルエンザ等の感染拡大防止を図る。 時期に応じて住民生活及び社会経済活動に与える影響も踏まえ、感染拡大防止とのバランスを考慮して、取るべき対策を決定する。

第1項 準備期

1 まん延防止対策を実施するための体制整備

- (1) 市は、地域のまん延防止対策を推進する立場から、感染症有事においても業務を継続することができるよう、業務継続計画を適宜更新する。【健康づくり課、全課】

2 まん延防止対策の効果を高める環境の整備

- (1) 市及び学校等は、換気、マスク着用の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、感染症有事において、自らの感染が疑われる場合は相談センターに連絡し相談すること、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスク着用等の咳エチケットを行うことなど、とるべき対応について、平時から理解を図る。【健康づくり課、保育課、学校教育課】

第2項 初動期

1 まん延防止対策の準備

- (1) 市は、市内における新型インフルエンザ等の感染者の発生に備え、県と連携して感染症法の規定に基づく患者への対応や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）を確認する。【健康づくり課】
- (2) 市行動計画、業務継続計画に基づく対応を準備する。【健康づくり課、全課】

第3項 対応期

1 柔軟なまん延防止対策の実施

- (1) 市は、県の要請に応じて、また、市内における感染状況や医療提供体制に基づく適切なまん延防止対策を講じる。【健康づくり課、全課】

2 患者や濃厚接触者への対応

- (1) 市は、感染症法に基づき県が行う患者への入院勧告等の対応や、濃厚接触者への外出自粛要請等について、必要時協力する。【健康づくり課】

3 患者や濃厚接触者以外への対応

- (1) 住民に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策や、人との接触を避ける取組(時差出勤、テレワーク、オンライン会議の活用等)を勧奨する。【総務課、健康づくり課、全課】
- (2) 市は、まん延防止等重点措置として、県から協力要請された場合は、住民にその内容を周知し協力する。【健康づくり課、全課】

4 施設等の使用制限

- (1) 市は、県対策本部長権限として協力要請又は緊急事態措置の要請が行われた場合、措置内容を踏まえ、市立学校や市施設等の多数の者が利用する施設について、使用制限や停止等の対応を行う。【管財課、市民活動支援課、環境推進課、福祉総務課、健康づくり課、学校教育課、生涯学習課、文化財課】特措法第24条第7項、第24条第9項、第45条第2項

5 施設等における感染対策の強化

- (1) 市は、国や県の要請を受け、高齢者施設、障害者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策の強化や要請を行う。【健康づくり課、障害福祉課、介護保険課、長寿支援課、子育て支援課】
- (2) 市は、通所介護事業所等が休業する場合には、自宅での家族等による付き添いのほか、サービスの利用を継続する必要がある要介護者等に対して、訪問介護等を活用した対応を検討する。【介護保険課】

6 学級閉鎖・学校閉鎖

- (1) 市は、国や県の情報を踏まえ、学校・保育所等における感染対策を実施する。学校において、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に基づく臨時休業(学級閉鎖、学年閉鎖、休校等)を地域の感染状況に考慮し、適切に行う。ただし、県の要請により学校、保育所等が臨時休業等の措置を講じる場合であって、その影響を低減する必要があると

認めるときは、十分な集団感染対策を講じた上で一部施設の部分開所を検討する。【保育課、学校教育課】

7 公共交通機関の対応

(1) 市は、公共交通機関の利用者へマスク着用の呼びかけなど、適切な対策を講じる。【企画課、健康づくり課、学校教育課、子育て支援課】

まん延防止等重点措置と緊急事態措置の比較

項目	まん延防止等重点措置	緊急事態措置	
国の公示	県から国への公示の要請	法的根拠あり	法的根拠なし（任意で要請することは可能）
	公示の要件	措置を集中的に実施しなければ、感染拡大によって医療の提供に支障が生ずるおそれ	都道府県の区域を越えて感染が拡大・まん延しており、医療の提供に支障が生じている都道府県がある
	チェック機能	国会報告なし	国会報告あり
県による措置	措置の種類 主な措置を例示	<ul style="list-style-type: none"> ● 感染防止の協力要請 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 特定の事業者 営業時間の変更 ▶ 県民 事業者に要請した営業時間以外の時間帯でみだりに立ち入らない 	<ul style="list-style-type: none"> ● 感染防止の協力要請 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 特定の事業者 営業の制限 ▶ 学校、福祉（通所）施設、遊興施設等 施設の使用制限 ▶ 県民 不要不急の外出自粛 ● 医療機関に医療の提供の責務 ● 物資・電気・ガス・水・運送などの確保 ● 緊急物資の運送 ● 埋葬・火葬の特例 ● 権利・利益の保全
	強制力	<ul style="list-style-type: none"> ● 要請に従わない事業者に措置を命令 ● 要請・命令を公表 ● 命令に違反した事業者に罰則 	<ul style="list-style-type: none"> ● 要請に従わない事業者・施設管理者に措置を命令 ● 要請・命令を公表 ● 命令に違反した事業者・施設管理者に罰則
意見の聴取	● 学識経験者の意見を聴く必要	● 学識経験者の意見を聴く必要	

まん延防止等重点措置と緊急事態措置の比較

第6節 ワクチン

対策項目「ワクチン」の理念及び対応時期に応じた目標は、次のとおり。

理念	予防接種を必要とする方に確実に提供できる体制を確保する。 予防接種の有効性や安全性に関する住民の理解を深める。
----	--

目標	準備期	感染症有事において予防接種を円滑に実施できるよう接種体制の構築に必要な準備を進める。
	初動期	予防接種に必要な医療従事者、接種会場等を確保する。 新型インフルエンザ等のワクチンに関する情報を、医療機関及び住民に迅速に提供・共有を行う。
	対応期	準備期、初動期に構築した接種体制に基づき、予防接種を受ける機会を確保する。 ワクチン及び健康被害に対する救済措置に関する情報を、医療機関及び住民に周知する。

第1項 準備期

1 接種体制の構築

- (1) 市は、新型インフルエンザ等の発生時に、迅速に特定接種又は住民接種の実施が可能となるよう、国が推進する予防接種事務のデジタル化等の状況を踏まえつつ、平時から笛吹市医師会（以下「市医師会」という。）等と連携し、医療従事者、接種場所、接種に必要な資材等の確保等、接種体制の構築に備える。【健康づくり課】

【表1 予防接種に必要となる可能性がある資材】

準備品	医師・看護師用物品
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器・針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 ・酸素ボンベ ・酸素マスク ・AED ・パルスオキシメーター	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋 <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> ペンライト
	文房具類
	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ

<ul style="list-style-type: none"> ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 <p>その他、接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備する。</p>	会場設営物品
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫又は保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

2 接種に関わる人材の育成

(1) 市は、市医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。【健康づくり課】

3 特定接種の準備

特定接種とは、特措法第 28 条の規定に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に政府対策本部長の指示により行う予防接種であり、その対象は、次のように区分される。

区分	対象機関・事業所等
医療分野	新型インフルエンザ等医療を担う医療機関
	重大・緊急医療を担う医療機関
国民生活・国民経済安定分野	介護・福祉事業所
	指定公共機関の事業所
	医薬品卸売販売業、医薬品等製造業、銀行業、鉄道業、道路旅客運送業など、指定公共機関と同類型業種の事業所
	石油・鉱物卸売業、熱供給業など、社会インフラ型業種の事業所
新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員	飲食料品小売業、冠婚葬祭業、廃棄物処理業など、国民の生活に密接に関連する業種の事業所
	県・市町村対策本部や保健所、地方衛生研究所、地方議会など、新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる業務に従事する者
	警察や消防など、国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する業務に従事する者

- (1) 市は、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員を対象とする特定接種について、集団的な接種が円滑に行えるよう、接種体制を構築する。【総務課、健康づくり課、全課】
- (2) 市は、特定接種の対象となる医療や国民生活分野に携わる事業者等の登録申請を当該事業者等に周知する。【健康づくり課、全課】
- (3) 市は、特定接種登録事業者に対し、接種体制を円滑に構築するために必要な事項を周知する。【健康づくり課、全課】

4 住民接種の準備

- (1) 市は、次のアからカまでのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。市は、県の協力を得ながら、住民に対し速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。【健康づくり課】

ア 市は、住民接種については、県の協力を得ながら、希望する住民全員が速やかに住民接種をできるようにする。このために、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、市医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。

(ア)接種対象者数の想定

(イ)市の人員体制の確保

(ウ)医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保

(エ)接種場所の確保（医療機関、保健センター等）及び運営方法の策定

(オ)接種に必要な資材等の確保

(カ)市、市医師会等の関係団体への連絡体制の構築

(キ)接種に関する住民への周知方法の策定

イ 市は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行う。また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が円滑に接種を受けられるよう、市医師会、障害者施設、高齢者施設等と連携し、速やかに接種可能な体制の構築を図る。

【表2 接種対象者の試算方法の考え方】

	住民接種対象者試算方法	備考
総人口	人口統計（総人口）	66,324人
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	4,643人
妊婦	母子健康手帳届出数	423人
幼児	人口統計（1-6歳未満）	2,235人
乳児	人口統計（1歳未満）	372人
乳児保護者*	人口統計（1歳未満）×2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当744人
小学生・ 中学生・ 高校生相当	人口統計（6歳-18歳未満）	6,374人
高齢者	人口統計（65歳以上）	20,635人
成人	人口統計から上記の人数を除いた人数	30,898人

乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

令和8年1月1日現在

ウ 市は、医療従事者の確保について、接種方法（集団的接種または個別接種）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定する。特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、市医師会等の協力を得つつ、人員確保を図る。個別接種、集団的接種いずれの場合も、市医師会や医療機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう事前に合意を得る。

エ 市は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤（調製）場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討する。また、調製後のワクチンの保管では、室温や遮光など適切な状況を維持できるよう保管場所に配慮する。

オ 市は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、市以外の自治体における接種を可能にするよう取組を進める。

カ 市は、速やかに接種できるよう、市医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

5 定期予防接種の情報提供・共有

- (1) WHO が表明している「世界的な健康に対する脅威」の一つとして「Vaccine Hesitancy（接種控え）」が挙げられており、予防接種における正しい情報を伝えることが重要と指摘されている。こうした状況も踏まえ、市は、平時から定期の予防接種について、被接種者やその保護者(小児の場合)に分かりやすく、正確な情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じてQ & Aを作成するなど、双方向的な取組を進める。【健康づくり課、子育て支援課】

6 定期予防接種の実施

- (1) 市は、定期の予防接種の実施主体として、市医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供等を行い、必要に応じて県の支援を得つつ、予防接種を行う。【健康づくり課】

7 庁内関係課との連携

- (1) 市は、予防接種施策の推進に当たり、庁内関係課との連携及び協力の強化に努める。また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であることから、市教育委員会等との連携を進め、必要に応じて学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条に規定する就学時の健康診断の機会を利用して、市教育委員会や学校に予防接種に関する情報の周知を依頼する等、協同で予防接種施策の推進を図る。【健康づくり課】

8 DXの推進

- (1) 市は、市が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿ってシステムの整備を行う。【健康づくり課】
- (2) 市は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録する。また、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、必要に応じて紙の接種券等を送付する。【健康づくり課】
- (3) 市は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関情報を住民が正確に把握できるようにする。また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に非対応の医療機関に来院する等の不一致が

生じないよう環境整備に取り組む。【健康づくり課】

第2項 初動期

1 接種体制の構築

(1) 市は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。【健康づくり課】

2 必要な資材の確保

(1) 市は、ワクチンの接種に必要な注射針やシリンジ等資材を適切に確保する。【健康づくり課】

3 特定接種に関わる人材の確保

(1) 市は、県や市医師会、看護協会等の協力を得て接種に必要な医療従事者を確保する。また、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて接種体制が確保できるよう必要な支援を行う。【健康づくり課】

4 住民接種に関わる人材の確保

(1) 市は、目標となる接種ペースに応じた接種を円滑に開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム等を通じて接種予定数を把握し、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を行う。【健康づくり課】

(2) 市は、接種の準備に当たり、予防接種業務所管課の平時の業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、全庁的な協力を得た上で予防接種の実施体制を確保する。【総務課、健康づくり課】

(3) 市は、予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、宛名リストの作成、業務内容に係る事前説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人材の確保及び配置を行う。また、予防接種の円滑な推進を図る。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、接種記録のデータ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。【健康づくり課】

(4) 市医師会、医療機関と接種実施体制の確保について協議を行う。あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を実施できる柔軟な体制を確保するほか、必要に応じて保健センターなど公的な施設を活用する。【健康づくり課】

5 医療機関以外の臨時接種会場の準備

- (1) 市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、関係課、市医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。【健康づくり課、障害福祉課、介護保険課、長寿支援課】
- (2) 市は、医療機関等以外の臨時接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討し、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備を行う。【総務課、健康づくり課、情報システム課】
- (3) 市は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の届出を峡東保健所に行く。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定する。なお、具体的な医療従事者数の例としては、予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師1名、接種を担当する医師又は看護師1名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師1名を1チームとすることや接種後の状態観察を担当する者を1名おくこと（接種後の状態観察を担当する者は可能であれば看護師等の医療従事者が望ましい。）、その他、検温、受付、記録、誘導、案内、予診票確認、接種済証の発行などについては、事務職員等が担当する。【健康づくり課】

6 接種による救急対応の体制整備

- (1) 市は、接種会場での救急対応に備え、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応に対する救急処置用品として、酸素ボンベ・酸素マスク・AED・血圧計・パルスオキシメーター・静脈路確保用品・輸液・アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等を準備する。なお、薬液等の薬剤購入等に関しては、あらかじめ市医師会等と協議の上、物品や薬剤を把握し、適切な救急対応体制を整備する。【健康づくり課】
- (2) 市は、重篤な副反応が発生した場合、発症者の迅速な治療や搬送を行うため、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、適切な連携体制を確保する。【健康づくり課】
- (3) 市は、アルコール綿、医療廃棄物容器等全資材の準備・備蓄が困難であるため、最低限必要な資材を事前に準備する。また、医療資材会社と情報交換を行う等、情報共有を図る。なお、具体的に必要物品としては、次のようなものが想定されるため、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数と想定される物品を準備する。【健康づくり課】

【表3 接種会場において必要と想定される物品】

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・酸素ボンベ・ ・酸素マスク ・AED ・血圧計等 ・パルスオキシメーター ・静脈路確保用品 ・輸液セット ・生理食塩水 ・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

- (4) 市は、感染性産業廃棄物を保管する場所に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨を掲示する等の必要な措置を講じる。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守する。【健康づくり課】
- (5) 市は、感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくり、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮する。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保することや要配慮者への対応ができるように準備を行う。【健康づくり課】
- (6) 市は、特定の製品を指定することが原因で予防接種ができない事態に備え、他の製品を活用すること、地域間の融通等も含めて接種体制を整備する。【健康づくり課】

第3項 対応期

1 接種体制の整備

- (1) 市は、準備期及び初動期に構築した接種体制に基づき予防接種を実施する。【健康づくり課】
- (2) 市は、国が公表するワクチンの接種すべき回数等について、医療機関等の関係者と速やかに情報を共有する。【健康づくり課】
- (3) 市は、変異株の出現により追加接種が必要な場合も、混乱なく円滑に接種が進められるよう接種体制を維持する。【健康づくり課】
- (4) 市は、予防接種に関する相談窓口を設置する。【健康づくり課、子育て支援課】
- (5) 市は、市外においても予防接種が可能となるよう、全国の医療機関や市町村、都道府県が締結する集合的な契約に参加する。【健康づくり課】

2 特定接種の実施

- (1) 市は、国が以下を決定した場合において、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる職員に対して集団的な接種を行う。その際は、本人の同意を得て特定接種を行う点に配慮する。【総務課、健康づくり課】
 - ア 発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢を踏まえ、医療を提供すること
 - イ 国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施すること

3 住民接種の実施

- (1) 市は、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な体制の構築を進める。【健康づくり課】
- (2) 市は、接種状況等を踏まえ、接種会場の追加等を検討する。【健康づくり課】
- (3) 市は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。【健康づくり課】
- (4) 市は、発熱等の症状を呈しており、予防接種を行うことが不適當な状態にある者については、接種会場に赴かないよう注意喚起を図り、接種会場における感染対策を行う。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等を考慮し、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。【健康づくり課】
- (5) 市は、医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者に対し、基本的に当該者が勤務する、あるいは、当該者の療養を担当する医療機関等に住民接種を行う。また、在宅医療を受療中の患者や高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種を行うことも考慮する。【健康づくり課】

- (6) 市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、高齢者支援施設管理者、社会福祉施設管理者、市医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。【健康づくり課】

4 接種に関する情報提供・共有

- (1) 市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、接種に関する情報提供を行う。
【健康づくり課】
- (2) 市は、整備された情報基盤を介して接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に接種勧奨する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行し、接種機会を逸することのないよう対応する。【健康づくり課】
- (3) 市は、接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等を用いて電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトや SNS を活用して周知する。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、広報紙への掲載等、紙での周知を実施する。【健康づくり課】
- (4) 市は、高齢者、子供、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方の配慮が必要な者に対して、県との連携、手話通訳者、ガイドヘルパー、民生委員・児童委員等の協力を得て予防接種の情報を提供する。【市民活動支援課、福祉総務課、健康づくり課、障害福祉課、介護保険課、長寿支援課、子育て支援課】

5 接種体制の拡充

- (1) 市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設を検討する。また、高齢者施設等の入所者に対しては、接種会場での接種が困難な者でも接種を受けられるよう、高齢者施設、社会福祉施設等の施設管理者、市医師会等の関係団体と連携して、接種体制を確保する。【健康づくり課、障害福祉課、介護保険課、長寿支援課】

6 接種記録の管理

- (1) 市は、市町村間で接種歴を確認して接種誤りを防止する。また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理、申請に基づく接種証明書の交付を行う。【健康づくり課】

7 予防接種健康被害の救済

- (1) 市は、予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請を受理し、国の審査結果に基づき給付を行う。【健康づくり課】
- (2) 市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受理する

ほか、被接種者等からの相談に対応する。【健康づくり課】

8 情報提供・共有

- (1) 市は、予防接種に関する情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に関する情報について住民への周知・共有を行う。【健康づくり課】
- (2) 市は、各地域で行う接種に対する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行う。【健康づくり課】
- (3) 市は、パンデミック発生時においては、特定接種及び住民接種に関する情報提供をより強く推進する。また、定期予防接種の接種率低下による、定期予防接種の対象疾病のまん延を防止する必要があるため、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。【健康づくり課、子育て支援課】

9 ワクチンの安全性に関する情報提供

- (1) 市は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。【健康づくり課】

10 住民接種に関する相談対応

市は、市民からの基本的な相談に対応するに当たり、特措法第 27 条の 2 第 1 項に基づく住民接種が、緊急的に接種を実施するものであることから、次のような状況に留意する。【健康づくり課】

ア 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。

イ ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。

ウ ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。

エ 平時の予防接種では実施していない接種体制のため、混乱が発生する。

- (2) 市は、住民接種の広報に当たって次の点に留意する。【健康づくり課】

ア 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく住民に伝える。

イ ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、住民に分かりやすく伝える。

ウ 接種の時期、方法など、国民一人ひとりがどのように対応するべきかについて、住民に分かりやすく伝える。

第7節 医療

対策項目「医療」の理念及び対応時期に応じた目標は、次のとおり。

理念	住民の生命及び健康を守るため、感染症の発生状況に応じた医療提供体制を確保する。
----	---

目標	準備期	感染症有事における救急医療のひっ迫を回避するため、平時から救急車の適正利用を促進する。 峡東地域新型インフルエンザ等対策会議の活用により、感染症有事において必要な医療を適切に提供することができるよう準備をすすめる。
	初動期	引き続き、感染症有事における救急医療のひっ迫を回避するため、救急車の適正利用を促進する。 感染症の発生状況や最新の知見等を関係機関と共有し、住民にわかりやすく提供する。
	対応期	引き続き、感染症有事における救急医療のひっ迫を回避するため、救急車の適正利用を促進する。 医療提供体制を超える感染拡大が発生するおそれのある場合などにおいても、国や県が示す方針を踏まえ機動的かつ柔軟に対応する。 感染症以外の疾患にかかる健康診断・検診や受診を控えることがないよう普及啓発を行う。

第1項 準備期

1 円滑な医療提供のための体制整備

- (1) 市は、感染症有事における救急医療のひっ迫を回避するため、症状が軽微な場合には救急車両の利用を控えることや救急電話相談窓口(＃7119・＃8000)を利用することなど、平時から救急車の適正利用を促進する。【健康づくり課、子育て支援課、消防本部、消防署】

2 関係機関による連携の推進

- (1) 市は、医療提供体制の整備や人材確保のため、必要に応じて感染症法第63条の3第1項の規定による県の総合調整権限に基づく要請を受ける。【総務課、健康づくり課】

第2項 初動期

1 新たな感染症に関する知見の共有等

- (1) 市は、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の発生状況、感染症

の特徴（感染経路、潜伏期間、症状等）や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を含む診断・治療に関する情報、症例定義を県から情報提供を受け、関係課・医療機関、高齢者施設等、消防本部、消防署、住民に周知する。【健康づくり課】

2 医療提供体制の確保

- (1) 市は県と協力し、地域の医療提供体制や医療機関への受診の方法を市民に周知する。
- (2) 市は、地域の医療提供体制や医療機関への受診の方法を市民に周知するとともに、救急医療のひっ迫を回避するため、症状が軽微な場合には救急車両の利用を控え、#7119・#8000 を利用することなど、救急車の適正利用を促進する。【健康づくり課、消防本部】

3 関係機関による連携の強化

- (1) 市は、関係機関・関係団体との連携を更に強化するとともに、通常医療、救急医療及び感染症医療の提供状況、後方支援の状況、ひっ迫状況又は最新の感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）についてオンラインで等随時情報を共有し、協議・検討する機会を設ける。【健康づくり課】

第3項 対応期

1 発熱外来の周知

- (1) 市は、外出自粛対象者が適切に発熱外来を受診できるよう、感染症対策を講じた上での医療機関の受診方法を周知する。【健康づくり課】
- (2) 市は、流行初期期間においては、発熱外来を設置していない医療機関に対して、県が設置する相談センター又は受診先として適切な感染症対策が取られた発熱外来を案内するよう要請する。【健康づくり課】

2 救急搬送・救急医療体制の維持

- (1) 市は、症状が軽微な場合には救急車両の利用を控えるといった住民への救急車の適正利用や救急電話相談窓口（#7119・#8000）の利用の促進により救急搬送・救急医療提供体制を維持する。【健康づくり課、子育て支援課、消防本部、消防課】

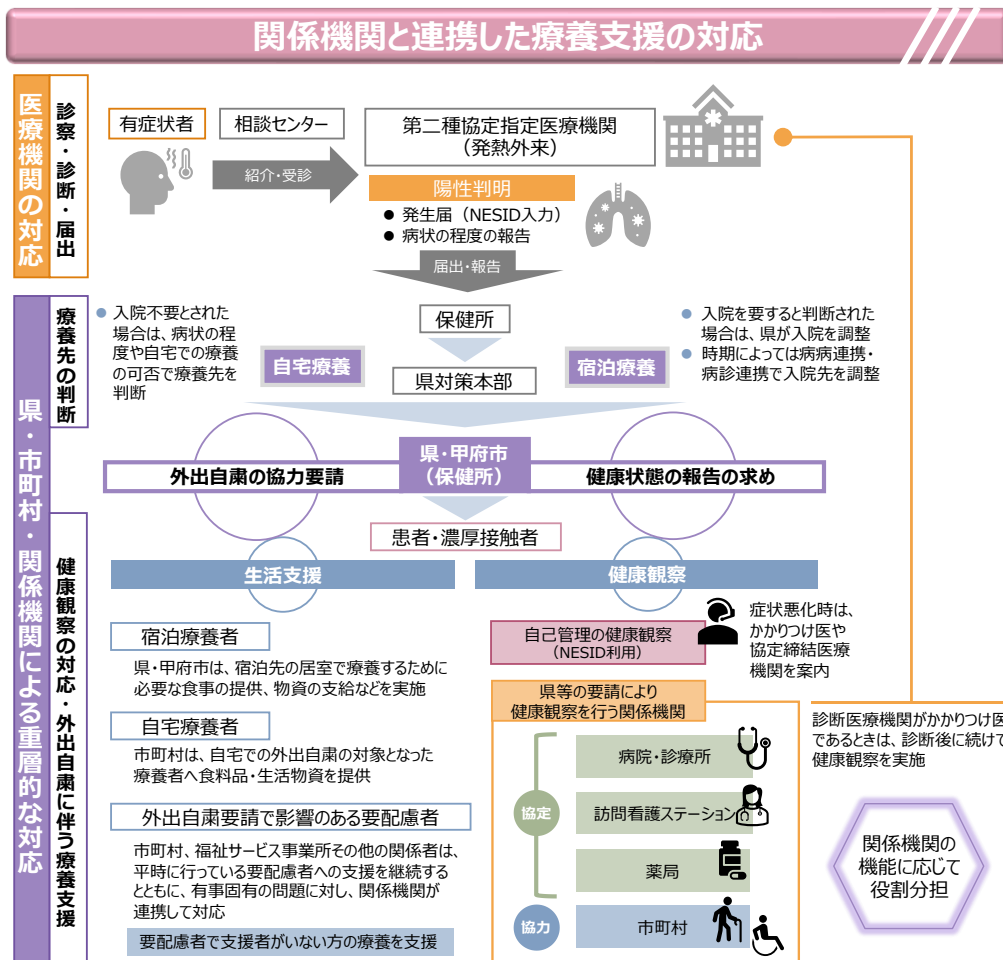
3 感染症以外の疾患に係る受診・健康診断等の啓発

- (1) 市は、感染症の特徴や病原体の性状、新型インフルエンザ等への対応力の高まりなどを踏まえ、感染症以外の疾患に係る健康診断・検診や受診を控えることがないよう啓発を行う。【健康づくり課、子育て支援課】

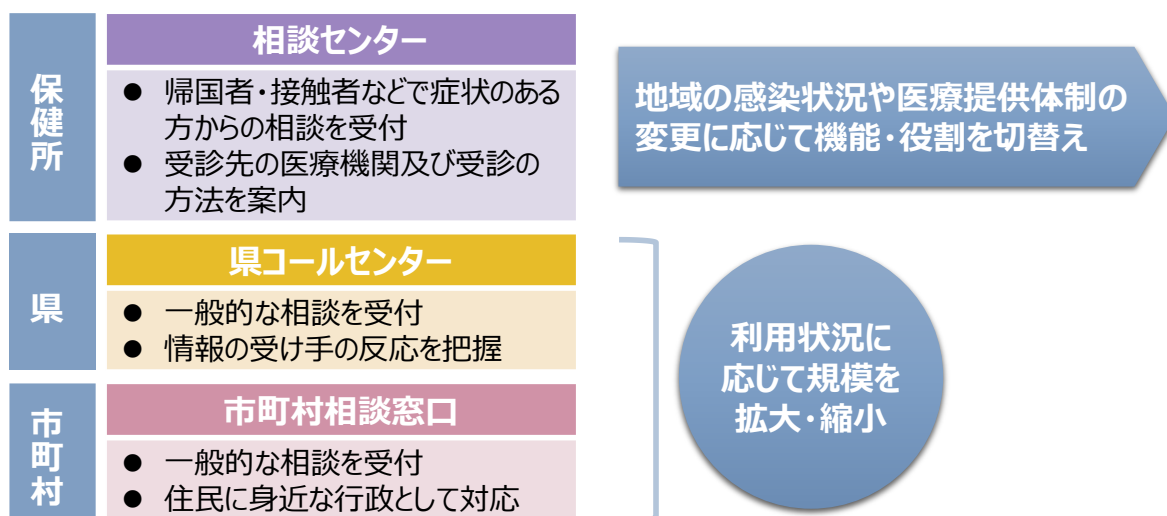
第8節 保健

対策項目「保健」の理念及び対応時期に応じた目標は、次のとおり。

理念	地域の感染状況や医療提供体制の状況に応じ、患者等の症状に応じた療養支援を行い、住民の生命及び健康を守り抜く。	
目標	準備期	県が行う研修・訓練に参加し、保健分野における感染症有事体制を整備する。患者等の療養支援に携わる県、市、関係機関が役割分担を明確にし、相互に連携をとることができる体制を整備する。
	初動期	患者等の療養支援に携わる県、市、関係機関の役割分担を確認する。県が設置する相談センターを周知する。
	対応期	必要に応じて、県が行う健康観察に協力する。関係機関と連携し、自宅療養の対象となった患者や県からが委縮自粛を求められた濃厚接触者が、日常生活を営むために必要な支援を行う。



新型インフルエンザ等の相談体制



第1項 準備期

1 保健の分野における体制の整備

- (1) 市は、山梨県感染症対策センター、感染症指定医療機関及び協定締結医療機関等を含めた研修や訓練に参加し、円滑な患者情報の共有・患者管理の連携強化に取り組む。【健康づくり課】

2 保健の分野での連携体制の構築

- (1) 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、峡東地区新型インフルエンザ等対策会議を活用し、平時から峡東保健所・消防等関係機関と意見交換や必要な調整を通じ連携を強化する。【健康づくり課、消防本部、消防署】
- (2) 市は、感染症有事の際に、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性)、流行状況、病床のひっ迫状況等により、陽性者が自宅や宿泊療養施設で療養する場合に備え、県が、市内のホテル、旅館等と協定を締結し、感染症危機に備える体制を整備することに協力する。【観光商工課】
- (3) 市は、感染症有事においても、地域における訪問介護・訪問看護等の必要なサービスが継続的に提供されるよう、平時から地域包括ケアシステムの充実に向けて、高齢者施設等、及び訪問介護・訪問看護事業所、介護支援専門員・相談支援専門員が所属する施設等との連携を進める。【健康づくり課、障害福祉課、介護保険課、長寿支援課】
- (4) 市は、新型コロナの経験に基づく必要な情報提供体制や感染症有事における医療提供体制の整備を進めるとともに、県からの求めに応じ自宅療養者に対する健康観察及び生活支援の実施体制を整備する。【健康づくり課】

- (5) 市は、住民へ正しい知識の普及啓発等の対応を迅速かつ的確に講じるため、平時から医療機関や市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会等の関係機関との情報共有や連携強化を行う。【健康づくり課】

第2項 初動期

1 相談センターの周知

- (1) 市は、症例定義に当てはまる有症状者等が相談センターに相談することが新型インフルエンザ等の発生予防及びまん延防止のために重要であることを踏まえ、住民に対し、新型インフルエンザ等の感染を疑う行動歴や症状がある場合は、県が設置する相談センターへ相談するよう周知する。【健康づくり課】

第3項 対応期

1 健康観察及び生活支援

- (1) 市は、県の要請に基づき、県が実施する健康観察に協力する。
- (2) 市は、関係機関と連携し、自宅療養の対象となった患者等への食料品・日用品の支給、要配慮者への食事の提供、当該患者又は県から外出自粛を求められた濃厚接触者が日常生活を営むために必要な地域保健・福祉サービスなどの提供を行う。その際、県と連携し、要配慮者の健康観察、健康観察に使用するパルスオキシメータを配布する。【健康づくり課】

2 各種相談窓口による受診相談

- (1) 市は県と協力し、県が設置する相談センター、山梨県救急医療情報センターや救急電話相談窓口（#7119・#8000）を通じた医療機関への受診方法について住民に周知する。【健康づくり課】

3 検査体制の拡充

- (1) 市は、県の要請に基づき、抗原検査キットの配布に協力する。【健康づくり課】

4 流行状況や業務の負荷に応じた体制の見直し

- (1) 市は、有症状者等からの相談に対応するため、県が設置する相談センターを周知し、感染したおそれのある住民を速やかに発熱外来の受診につなげる。【健康づくり課】

5 自宅療養の支援

- (1) 市は、県の要請に基づき、県が行う自宅療養者への健康観察、日常生活を営むために必要なサービスの提供及び生活物資の配布を支援する。【健康づくり課】
- (2) 市は、関係機関と連携し、自宅療養の対象となった患者等への食料品・日用品の支給、

要配慮者への食事の提供、当該患者等又は県から外出自粛を求められた濃厚接触者が日常生活を営むために必要な地域保健・福祉サービスなどの提供を行うほか、県と連携し、要配慮者の健康観察、健康観察に使用するパルスオキシメータ等を配布する。【健康づくり課】

6 特措法によらない基本的な感染症対策に移行への対応

- (1) 市は、特措法によらない医療提供体制や基本的な感染症対策への移行、峡東保健所の対応の縮小に伴い、医療提供体制や感染対策の見直しについて、有識者の知見を活用しつつ、住民、事業者等に対し丁寧に説明する。【健康づくり課】

第9節 物資

対策項目「物資」の理念及び対応時期に応じた目標は、次のとおり。

理念	医療の提供や検査等を円滑に実施するために欠かせない感染症対策物資等の備蓄を平時から進め、必要数量の感染症対策物資等を感染症有事に確保することで、感染症危機への対応力を高める。
----	---

目標	準備期	必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、医療機関や高齢者施設などの関係機関における感染症対策物資等の備蓄を推進することにより、感染症有事における医療機関や高齢者施設等による対応力を高める。
	初動期	感染症対策物資等について、備蓄、配置状況を確認する。
	対応期	緊急事態措置を実施するために必要な新型インフルエンザ等対策に必要な物資または資材を確保する。

第1項 準備期

1 感染症対策物資等の備蓄等

- (1) 市は、本行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な个人防护服等の感染症対策物資を備蓄し、定期的に使用期限や備蓄状況を確認する。なお、この備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。【健康づくり課、防災危機管理課】特措法第10条、特措法第11条
- (2) 市は、感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者を感染症から守るための防護具の備蓄を進める。【消防本部、消防署】

新型インフルエンザ等への対応に使用する感染症対策物資等

種別	物資等の例示
医薬品	体外診断用医薬品（PCR検査試薬、抗原検査キット）
医療機器	パルスオキシメーター、注射針、シリンジ
个人防护具	サージカルマスク、N95マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋
その他の物資	消毒液、ワクチン輸送・保管に必要な冷凍庫

品目		管理数量（個・枚）	備考
○	サージカルマスク	（職員数 1,487 人×31 日分）＋（集団接種従事者 14 人×26 回分）＝46,461 枚	使用した分は、当年度末と前年度末の差分を当年度内に調達する 先入れ先出しにより入替を行う（1 回/年） 職員数：職員数＋教職員数＝10,773 枚 集団接種：新型コロナワクチン令和 3 年度臨時特例接種集団接種の 1 回の従事者数・年間回数
○	N95 マスク	（職員数 1,487 人×7 日分＋（集団接種従事者 14 人×26 回分）＝10,773 枚	
○	アイソレーションガウン	集団接種従事者 14 人×26 回分＝364 枚	
	プラスチックガウン		
	キャップ		
○	フェイスシールド		
	グローブ	（職員数 1,487 人×31 日分）＋（集団接種従事者 14 人×26 回分）＝46,461 枚	

県と医療措置協定を締結する病院、診療所及び訪問看護事業所は、上記品目の欄に「○」を付す 5 物資の備蓄に努め、感染症有事に備えるものである。

県は、医療機関や高齢者施設等による通常使用やクラスター発生に伴う追加用を想定した必要量のおおむね 3 か月分の個人防護具を流通備蓄方式により備蓄している。

2 物資及び資材の備蓄等

- (1) 市は、感染症対策物資のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な消耗品や資材の有無について確認し、必要に応じて備蓄する。この備蓄品は、災害備蓄と兼ねることができる。【防災危機管理課、健康づくり課】
- (2) 市は、事業者や住民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品、生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。【健康づくり課、全課】
- (3) 市は、医療機関や高齢者施設などの関係機関における感染症対策物資等の備蓄を推進する。【健康づくり課、介護保険課、長寿支援課】

第 2 項 初動期

1 感染症対策物資の備蓄状況の確認

- (1) 市は、業務に係る新型インフルエンザ等の特徴を踏まえた感染症対策物資の備蓄・配置状況を随時確認する。【健康づくり課、全課】

2 物資管理の体制

- (1) 市は、備蓄物資の管理と寄付受けが発生することを考慮し、必要な体制を構築する。【健康づくり課】

第3項 対応期

1 供給に関する相互協力

- (1) 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、備蓄する物資又は資材が不足し、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施することが困難であるときは、県に対し、必要な措置を講じるように要請する。【健康づくり課】特措法第50条

第10節 生活・経済の安定の確保

対策項目「生活・経済の安定の確保」の理念及び対応時期に応じた目標は、次のとおり。

理念	感染症危機が住民の生活・経済に大きな影響を及ぼすことを念頭に、感染対策と住民の生活・経済との両立を図る。
----	--

目標	準備期	国とともに DX を推進し、対面に限らない行政手続きの仕組みを整備する。 生活支援を必要とする障害者や高齢者等要配慮者を把握し、生活支援の状況を確認する。
	初動期	業務計画や業務継続計画（BCP）に基づき、関係機関が事業の継続に向けた準備を確実に行う。
	対応期	関係機関が計画に基づき事業を継続し、市が支援することにより、感染対策と社会経済活動の両立を図る。

第1項 準備期

1 情報共有体制の整備

- (1) 市は、新型インフルエンザ等の発生時に、住民生活及び社会経済活動へ影響を及ぼす情報を収集するため、市内業界団体を所管している各課において窓口となる担当者を定める。【全課】

2 支援実施に係る仕組みの整備

- (1) 市は、新型インフルエンザ等発生時に実施する各種支援に係る行政手続や相談等について、国とともに DX を推進し、対面に限らず、メールや電子申請などを活用した適切な仕組みを整備する。その際、高齢者やデジタル機器に不慣れな人、日本語能力が十分でない外国人等も含め、支援対象者に対しても情報が届くように留意する。【全課】

3 事業継続に向けた準備

- (1) 市は、指定地方公共機関以外の事業者の事業（業務）継続計画の策定を推進するため、その策定を目指す事業者を支援する。その際、法令等により策定が義務付けられている場合は、記載すべき事項を満たすよう助言することとし、一般の事業者が策定する事業（業務）継続計画は、事業継続力強化計画（簡易版 BCP）を含むものとして取り扱うことに留意する。【全課】

4 生活支援を要する者への支援等の準備

- (1) 市は、国の要請を踏まえ、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等に備え、要配慮者の把握とともに、介護支援専門員や相談支援専門員等が所属する施設等と連携した具体的手続を定める。
- (2) 市は、県と高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）の実施状況を確認し、情報を共有する。【健康づくり課、障害福祉課、介護保険課、長寿支援課】

5 火葬体制の構築・整備

- (1) 市は、県の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行う。その際、戸籍住民課等の関係課と調整を行うものとする。【市民活動支援課】
- (2) 市は、関係機関と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等を把握するとともに、それを超過した場合の一時的遺体安置施設等の検討、必要量のドライアイスの確保など、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。【市民活動支援課、戸籍住民課】

第2項 初動期

1 遺体の火葬・安置

- (1) 市は、国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が発生した場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。【市民活動支援課】

第3項 対応期

1 心身への影響に関する施策の実施

- (1) 市は、新型インフルエンザ等のり患及び新型インフルエンザ等のまん延防止に関する措置により生じうる心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を実施する。【福祉総務課、生活援護課、健康づくり課、障害福祉課、介護保険課、長寿支援課、子育て支援課、保育課、学校教育課】

2 生活支援を要する者への支援

- (1) 市は、本行動計画に基づき、また、国の要請も踏まえ、介護保険事業所や障害者支援事業所等と連携し、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応を行う。【福祉総務課、生活援護課、健康づくり課、障害福祉課、介護保険課、長寿支援課、子育て支援課】

3 教育及び学びの継続に関する支援

- (1) 市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用制限やその他長期間の学校の臨時休校の要請がなされた場合は、必要に応じて、教育及び学びの継続に関する取組等必要な支援を行う。【学校教育課】

4 生活関連物資等の価格の安定等

- (1) 市は、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給のため、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係業界団体に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。【観光商工課】特措法第59条
- (2) 市は、生活関連物資等の需要・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。【観光商工課】
- (3) 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。【観光商工課】
- (4) 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。【観光商工課】

5 埋葬・火葬の特例等

- (1) 市は、国からの要請を受けて、可能な限り火葬炉を稼働させる。【市民活動支援課】
- (2) 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所を確保し、遺体の保存を適切に行う。【市民活動支援課】
- (3) 市は、区域内で火葬を行うことが困難と判断された場合、近隣の広域行政事務組合に対して広域火葬の応援・協力を要請する。【市民活動支援課】
- (4) 市は、県を通じての国からの要請を受けて、市外からの火葬を受け入れる際、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設を直ちに確保する。併せて市は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。【市民活動支援課、総務課】
- (5) 臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合、市は、臨時遺体安置所の拡充について措置を早急に講ずるとともに、県から近隣の火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。【市民活動支援課、戸籍住民課】

(6) 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難であり、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においては、いずれの市においても埋火葬の許可を受けられる。また、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは、埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられる。そのため、市は、当該特例に基づき埋火葬の手続を行う。【市民活動支援課、戸籍住民課】特措法第 56 条第 3 項

6 事業者に対する支援

(1) 市は、まん延防止のための必要な措置によって影響を受けた事業者を支援するため、財政上の措置やその他必要な措置を講ずることを検討する。その際には、国の予算措置の状況を踏まえ、国庫支出金を活用することや、公平性に留意する。【政策課、全課】特措法第 63 条の 2 第 1 項

7 指定地方公共機関等による生活・経済の安定の確保

(1) 市は、水道事業者であるため、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を実施する。【企業総務課、水道課】特措法第 52 条第 2 項

用語の略称、用語の解説

略語	用語
医療措置協定	振興感染症の発生時に於いて、医療（病床/発熱外来/外出自粛対象者への医療の提供/後方支援/医療人材の派遣）を提供することを内容とする感染症法に基づく協定
学校等	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条の「幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校」及び同法第 124 条の「専修学校」
患者等	感染症の患者、病原体に感染した可能性の高い疑似症の者及び無症状で病原体を保有する者
感染症指定医療機関	感染症法第 6 条第 14 項に規定する第一種感染症指定医療機関及び次項に既定する第二種感染症指定医療機関
感染症対策連携協議会	感染症法第 10 条の 2 第 1 項の規定により組織する山梨県感染症対策連携協議会
感染症法	感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）
感染症有事	県対策本部が設置されてから、特措法によらない通常の対策に移行するまでの間における、感染症危機への事態対処が必要な状況
協定締結医療機関	感染症法第 36 条の 3 第 1 項の規定により医療措置協定を締結した医療機関
県行動計画	特措法第 7 条第 1 項の規定により山梨県知事が定める「山梨県新型インフルエンザ等対策本部」
県対策本部	特措法第 22 条第 1 項の規定により山梨県知事が設置する対策本部
高齢者施設等	入所系の高齢者施設及び障害者施設並びに通所系・訪問系の介護福祉サービス事業所
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具
サーベイランス	新型インフルエンザ等の発生時に患者の発生動向や海外からの病原体の流入等を体系的かつ統一的な手法で、持続的かつ重層的に収集・分析を行う取組
市町村対策本部	国による緊急事態宣言の対象区域とされた県内の市町村長が、特措法第 34 条第 1 項の規定により設置する対策本部
指定地方公共機関等	県の区域において医療、薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて県が新型インフルエンザ等対策において指定するもの。

略語	用語
新型インフルエンザ等	全国的かつ急速にまん延することで国民の生命・健康や生活・経済に重大な影響を及ぼすおそれのある新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症（特措法がてきようされるまでのものに限る）
新型コロナ	感染法上の位置づけが五類感染症になるまでの新型コロナウイルス感染症（COVID-19）
政府行動計画	特措法第6条第1項の規定により政府が定める「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」
特措法	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）
NESID（ネシッド）	感染症の発生状況を把握、分析し情報提供することで、感染症の発生およびまん延を防止することを目的とした「感染症サーベイランスシステム」のこと。医療機関から報告された情報をもとに保健所が患者情報や発生件数をシステムに登録し、データを蓄積する
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度（血液中の赤血球に含まれるヘモグロビンのうち酸素が結合している割合）を測定する医療機器
保育所等	児童福祉法（昭和22年法第164号）第39条第1項の「保育所」及び同法第39条の2第1項の「幼保連携型認定こども園」並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項の規定により認定を受けた「認定こども園」
リエゾン	「仲介」「橋渡し」という意味。市が感染症有事の際に派遣するリエゾンは、市の新型インフルエンザ等対策を円滑に進めるため、峡東保健所において随時情報を収集し、持ち帰る「連絡調整員」の役割を担う。
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念
YCDC	山梨県感染症対策センター Yamanashi Center for Infectious Disease Control and Prevention)
YCDC 専門家	山梨県感染症対策センター総長、YCDCに配置されている医師、感染症に関する国内外の専門家で構成する「山梨県グローバル・アドバイザー・ボード」で構成される感染症対策の専門家

笛吹市新型インフルエンザ等対策行動計画

発行日 令和8年6月17日

発行・編集 笛吹市保健福祉部健康づくり課

〒406-0031 山梨県笛吹市石和町市部 777

TEL 055-262-4111 (代)

URL <https://www.city.fuefuki.yamanashi.jp/>